

お引越しをされる場合は 住民異動届の手続きを！

住民異動届出時には、窓口に来られた方の本人確認を行っています。運転免許証など官公署が発行した身分証明書をご持参ください。なお、代理人の方は委任状が必要です。

転入届 住所を変更した日から14日以内に手続きを
してください。

【必要なもの】 通知カードまたは個人番号カード・印鑑(認印)・本人確認書類(※個人番号カードをお持ちでない方)・転出証明書

転出届 転出の予定日までには手続きをしてください。
【必要なもの】 印鑑(認印)・本人確認書類・国民健康保険証(加入者のみ)

3月下旬から4月中旬は、 窓口の混雑が予想されます



3月下旬から4月中旬にかけては、住民異動の届出などにより、窓口の混雑が予想されます。住民票の写しなど各種証明書の発行については、郵便局(立江、赤石、坂野、和田島)においても取扱いできますので、ご利用ください。

※個人番号入りの住民票については、市戸籍住民課のみでの取り扱いとなります。

【お問い合わせ先】

市戸籍住民課(市役所1階①番窓口)

☎ 32・2112 / FAX 33・2234

Mail: kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

参議院選挙区選出議員の 選挙区および定数に変更されました

公職選挙法の一部が改正され、参議院選挙区選出議員の選挙区の区域(徳島県・高知県、鳥取県・島根県)と8選挙区の定数が変わります。

この改正は、施行日(平成27年11月5日)以後に公示される参議院議員の通常選挙およびこれに関する再選挙・補欠選挙について適用されます。

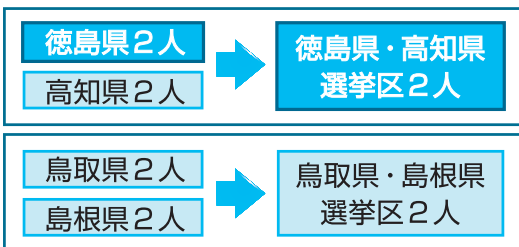
【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局(市役所3階)

☎ 32・3807 / FAX 32・7011

Mail: senkan@city.komatsushima.tokushima.jp

区域が変更される選挙区



定数に変更される選挙区

2人増加	北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県
2人減少	宮城県、新潟県、長野県

